

令和 8 年 5 月 29 日

一宮市規則第 21 号及び第 22 号を別紙のとおり公布
する。

一宮市長 中 野 正 康

規 則 番 号 一 覧 表

規則第21号	一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
規則第22号	一宮市保健所長事務委任規則及び一宮市医療法施行細則の一部を改正する規則

令和8年5月29日

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第21号

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) 略 (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。公務休暇として、必要と認められる期間 (3)～(21) 略 2・3 略	(特別休暇) 第15条 略 (1) 略 (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。公務休暇として、必要と認められる期間 (3)～(21) 略 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

令和8年5月29日

一宮市保健所長事務委任規則及び一宮市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第22号

一宮市保健所長事務委任規則及び一宮市医療法施行細則の一部を改正する規則
(一宮市保健所長事務委任規則の一部改正)

第1条 一宮市保健所長事務委任規則(令和2年一宮市規則第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(医療法等に基づく事務) 第2条 医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「政令」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。)に基づく事務(愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号)及び愛知県事務処理特例条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成11年愛知県規則第107号)(以下「県事務処理特例条例等」という。)の規定により一宮市が処理する事務を含む。)のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(31) 略 (32) 政令第4条の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者 _____の住所等の変更又は診療所の病床に係る病床数の減少等の届出を受理すること。 (33)・(34) 略	(医療法等に基づく事務) 第2条 略 (1)～(31) 略 (32) 政令第4条の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者の住所等の変更又は診療所の病床に係る病床数の減少等の届出を受理すること。 (33)・(34) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市医療法施行細則の一部改正)

第2条 一宮市医療法施行細則(令和2年一宮市規則第50号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

<p>(申請書等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該各号に定める申請書又は届出書によるものとし、その様式は、保健所長が別に定める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 政令第4条第1項及び第3項並びに政令第4条の2第2項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所開設許可・届出事項一部変更届</u></p> <hr/> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 法第8条の規定による届出 <u>診療所開設届又は助産所開設届</u></p> <p>(9) 法第8条の2第2項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所休止届</u> 又は <u>病院・診療所・助産所再開届</u></p> <p>(10) 法第9条第1項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所廃止届</u></p> <hr/> <p>(11) 法第9条第2項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所開設者死亡・失踪届</u></p> <p>(12)～(24) 略</p> <p>(25) 省令第28条第1項の規定による届出 <u>診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置予定届</u></p> <hr/> <p>(26) 省令第28条第2項の規定による届出 <u>診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届</u></p> <hr/> <p>(27) 省令第29条第1項の規定による届出</p>	<p>(申請書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 政令第4条第1項、第3項及び第4項並びに政令第4条の2第2項の規定による届出 <u>／病院・診療所・助産所開設許可・届出事項／オンライン診療受診施設設置届出事項／一部変更届</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 法第8条第1項の規定による届出 <u>診療所開設届又は助産所開設届</u></p> <p>(8)の2 法第8条第2項の規定による届出 <u>オンライン診療受診施設設置届</u></p> <p>(9) 法第8条の2第2項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設休止届又は病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設再開届</u></p> <p>(10) 法第9条第1項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設廃止届</u></p> <p>(11) 法第9条第2項の規定による届出 <u>病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設開設者(設置者)死亡・失踪届</u></p> <p>(12)～(24) 略</p> <p>(25) 省令第27条の3第1項及び第28条第1項の規定による届出 <u>診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置予定届</u></p> <p>(26) 省令第27条の3第2項及び第28条第2項の規定による届出 <u>診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届</u></p> <p>(27) 省令第29条第1項の規定による届出 <u>(省令第24条第10号に該当する場合の法</u></p>
---	---

<p>診療用エックス線装置設置届出事項 変更届又は診療用エックス線装置等廃 止届</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 省令第29条第3項の規定による届出</p> <hr/> <p>診療用エックス線装置等廃 止届及び診療用放射性同位元素・陽電子 断層撮影診療用放射性同位元素廃止後 の措置届</p>	<p>第15条第3項の規定による届出に限る。)</p> <p>診療用エックス線装置設置届出事項 変更届</p> <hr/> <p>(27)の2 省令第29条第1項の規定による 届出(省令第24条第12号に該当する場合 の法第15条第3項の規定による届出に限 る。)及び省令第29条第3項の規定による 届出(省令第24条第12号の2又は第13号 に該当する場合にその旨を記載した届 出書を提出するものに限る。) 診療用 エックス線装置等廃止届</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 省令第29条第3項の規定による届出 (省令第30条の24各号に掲げる措置の概 要を記載した届出書を提出するものに 限る。) 診療用放射性同位元素使用器 具・診療用放射性同位元素・陽電子断層 撮影診療用放射性同位元素廃止後の措 置届</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の一宮市医療法施行細則の規定に基づき作成されている帳票は、改正後の一宮市医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。